

## 第8回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

- 1 「親子教室（被害を考える教室）」見学  
平成19年2月8日（木）午後1時30分～午後3時30分
- 2 委員会  
同日午後4時～午後5時10分

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

[委員]

飯岡久美，河野征夫，佐藤道恵，鈴木敏之，辻秀策，堀田稔，堀江和義，  
前田康治，丸岡賢之，吉岡恭子

[説明者]

西村事務局長，高森首席家庭裁判所調査官，牛尾家事首席書記官  
木村少年首席書記官，大佐古次席家庭裁判所調査官

[事務担当者]

相川総務課長，宇野総務課課長補佐，坂本庶務係長

### 第4 議事

- 1 委員長開会あいさつ
- 2 委員異動報告
  - (1) 平成18年9月20日付け再任  
鈴木敏之
  - (2) 平成19年2月1日付け退任  
福島義文
  - (3) 同日付け新任  
堀江和義
- 3 委員あいさつ，自己紹介（堀江委員，吉岡委員）

### 4 議事

- (1) 親子教室（被害を考える教室）

[委員長]

本日1時30分から行われた「被害を考える教室」を御見学いただいたが，まずはその感想を聞かせていただきたい。

[委員]

少年の事案についてやり取りを見させていただいた。小学生時代に実際の裁判を授業で見学して以来，こうした機会はなかった。色々な考え方があると思うが，裁判所が，「被害」という視点から問題に取り組みれることについては，非常に意義を感じた。

[委員長]

講師の態勢はどうなっているのか。

[説明者]

これまで7回実施し、5回までは今回の講師だけであったが、6回目からは、もう一人の講師に御協力をいただけるようになった。

[委員長]

講師の方は、その都度話の内容を変えるなど、工夫されているようである。

家庭裁判所が被害者側に軸足を置くようになったのは、一つの流れであるが、ここ数年の話である。今後のためにも忌憚のないご意見を伺いたい。

[委員]

非行の目的が金銭目的となっている現状を考えると、今回の少年は程度が軽い方だと思われる。良い話であったと思うが、経営者の視点からの話であったので、少年の視点からすると、少し難しかったかも知れない。また、言われたときは反省していると思うが、それをフォローしていくことが重要であり、その辺りの話も伺いたいと感じた。

一番大事なことは、万引きをするような気持ちになる前に止めることであり、そうでなくとも軽い段階で止めておくことである。

[委員]

講師は、被害者を代表する立場で話をしておられたが、実際の被害者と万引きを行った少年が話し合う場を作ることは難しいのか。一般論としては理解できるであろうが、経験としては物足りないのではないのか。免許更新のような感じであった。時間が決まっていて、流れ作業的であった。加害者が被害者の下へ謝りに行くことにも様々な問題があると思われるので、裁判所で謝罪とその受入の場をセッティングできないか。

[委員長]

今回の試みは、少年とその親が一堂に会して、被害を考える機会を持つという発想で行っているが、集団で謝罪させることは可能であろうか。

[委員]

被害店舗ごとに加害者を集めるということも考えられる。また、被害者又は加害者から申し出がある場合に、セッティングすることも考えられる。

[委員長]

警察や検察庁で、加害者が被害者に陳謝することもないわけではないと思われる。

[委員]

謝罪とはいっても、捜査の延長線上で行うことであり、動きやすいのは裁判所ではないか。

[説明者]

委員は、アメリカの一部で行われている修復的司法をお考えになっているようであるが、日本では様々な制約があることから、なかなかそこまでは踏み込めない状況にある。家庭裁判所としては、調査、審判の全過程で教育的な働きかけを行っている。ただ、最近の少年の中には、自己中心的で共感性や言語能力に欠ける者もあり、面接だけでは効果が上がらないこともあることから、より効果の上がる方策として、全国的に実施しているのが、「被害を考える教室」や社会奉仕活動である。様々な問題が

クリアできれば修復的司法も可能だとは思われるが、直ちには難しい状況にある中で、その代わりに、被害者調査を行って、その結果を少年に返して反省させるなどの手だてを行っているところである。

[委員]

補導受託した少年が反省し、被害者に弁済したいと申し出たため、被害者の所に連れて行ったことが数回ある。これまでの方法論は、少年と被害者に接点を持たせない方向であった。本人が弁済を望んでも、警察でしか連絡先を教えていただけなかった。最近では、こういう傾向にあり、やりやすくなった。ただ、形だけ「すいません。すいません。」で終わることが普通なので、私の方から、「努力して稼いだお金です。」と申し上げるようにしている。そうすると、被害者の方もほろりとされ、一言二言お説教をしていただいて帰ることになる。ある年配の女性は、持参したお金の中から1万円を抜いて、無理矢理少年のポケットに入れてくださった。そういう人情的な出会いもある。

[委員]

捜査をする側としては、何が起こるか分からないということもあり、被害者の所に謝罪に行くよう指示することは難しい。

[委員]

今日参加した少年達は、初犯なのか。

[説明者]

どういう少年を対象としてこの教室を運営するのか、全国的にはばらつきがあるが、広島の特徴は二つあると考えている。一つは、万引き被害を考える教室ではなく、被害を考える教室であるという点である。本件が、自転車盗やバイク盗など万引きでなくても対象としている。ただ、万引き経験がないとピンとがずれるので、家裁調査官がグループワークで他の犯罪の被害者のことを考えさせるようにしており、間接的にはあっても、少年に影響を与えることができていると考えている。

また、初回係属の少年のみを対象として運用している庁もあるが、広島では、警察から家庭裁判所に来るまでの2か月くらいの中に、家庭や学校での話し合いが十分に行われており、十分反省していることが面接の際に窺われる場合には、参加させていない。家裁調査官の面接だけでは足りないといった、この会に参加することに意味のある少年を個別に選定して参加させている。例えば本件の被害額は軽微であるが、100件くらい未発覚の余罪があることを知った保護者が、高校受験を明後日に控えているにもかかわらず、是非この会に参加させたいと希望し、本人も反省の証として是非参加する旨述べて参加した場合もある。

しかも、審判不開始という一番軽い処分が終わる事件だけではなく、保護観察処分となるような少年も範疇に入れているほか、試験観察中の少年も対象とするなど、少なくとも広島家裁では、画一的な処理は行っていない。

[委員長]

家裁調査官だけでなく、裁判官も最終処分の見通しを踏まえつつ、参加の適否を考えている。また、最終判断は、この会の感銘力がどの程度のものかといったことも踏まえて行っている。

[委員]

少年は、地域、家庭で暮らすわけであり、学校等の教育機関、児童相談所、民生委員や児童委員との日常的な連携が必要と思われるが、特に学校との連携はどのように図っているのか。

[説明者]

一番大きなものとしては、市教委主催の「万引き防止ネットワーク」があり、家裁調査官がオブザーバー的に参加している。少年や保護者といった当事者になる可能性のある方々の前に出向くことには、ある程度慎重でなければならないと考えられるが、生徒指導を担当する教員の方々の研修会等には、学校側からの最近の非行の実情を聞いてみたいといった要請があれば出席している。

[委員]

保護者の同席していない少年もいたが、どのような事情なのか。

[説明者]

直接担当している少年ではないので、事情は承知していないが、おそらく緊急に超越しただけでない事情が生じたのではないかとと思われる。

[委員長]

前回の家裁委員会での少年審判についてのビデオと、今回の裁判所の最終判断に至るまでの取組をご覧いただき、少年審判について、相当程度御理解いただいたと考えているが、御意見や改善策のようなものがあれば伺いたい。

[委員]

少年の更生について追跡調査のようなものは行っているのか。

[説明者]

この会に参加した少年の再犯は僅少である。再犯となった少年については、この会に参加させたこと自体が問題であったと反省させられることもある。例えば、この会を始めた頃にガムを噛みながら講師の話を聞いていた少年が、再犯となって戻ってきたことがある。

[委員]

見込みのある少年のみを参加させているとすると、そこから漏れた少年はどうなるのか。

[説明者]

講師の方の感銘力のあるお話だけでは持たない少年には、執行機関でのある程度の時間をかけた指導が必要になる。また、この会に参加した上で、執行機関に引き継ぐ少年もいる。

[委員]

少年に、被害者の気持ちや、被害者がどう見ているかということも知らせた上で、審判がなされる方向に進んでいくのか。

[説明者]

今まさにその辺りに力を入れさせていただいている。ただ、画一的に被害者の意向を聞くということは非常に危険である。被害者自身がそっとしておいてほしいという事件や、万引きであっても、被害者が想像から加害者を恐れている事件もある。傷害、

性犯罪の場合には、いきなり照会書を送付すると、「家族にも話していないのに、裁判所からこんなものが来た。」ということにもなりかねないので、警察からの情報を得ながら動いているのが実情である。

一般的な事件では、被害者に直接裁判所にお越しただいて事情を聞くのではなく、まずは書面を差し上げて、現在の被害の状況、示談の進行状況、これだけは言っしてほしい、あるいは言わないでほしいということをお伺いし、少年への働きかけに使用している。

広い意味で言えば、被害を考える教室もそうした新しい取組の一つであると考えている。

被害者と直接対面させることは、責任の持てる状況でないとできない。被害者が報復行為に出ることもあり得ないわけではない。試験観察となれば、そうした動きがやりやすくなる。一例としては、学校の先生に暴力をふるった事案で、学校が、少年の更生のための大きな資源であり、学校での人間関係の安定が非常に重要であることから、試験観察となった少年に、校長室等で、被害を受けた教員への謝罪を行うよう働きかけ、成功した例もある。

[委員]

直接会わせることだけでなく、間接的に、事件以後の被害者の困ったことなどを家裁調査官が聴取し、少年に話すということで、少年に自覚が出ればよいと思う。

[委員]

この教室は7回目ということだが、今日の形式はこの委員会用に設定されたのか。いつもはどのような形で実施しているのか。

[説明者]

今日は、少年達も保護者も緊張していた。最後のグループワークの配席は、通常は、(今日のようないわゆる講義形式ではなく、) 輪の形にして実施することが多い。本来は、少年と保護者だけで実施するディスカッションであるため、あまり緊張感を持たさないようにとの配慮から、委員の方々と席を離しすぎ、やや会話が聞き取りにくかったかもしれない。

[委員]

通常は、今日の程度の人数で、少年達だけでディスカッションしているのか。

[説明者]

試行錯誤の段階であるが、一番少ないときで3人ということもあった。そうした場合に、少年達だけで議論させても議論が活性化しないので、保護者や少年友の会の方に、少年達が考えを深められるよう、発言していただいている。

[委員]

少年達と保護者が別々のグループでディスカッションを行い、最後にお互いにディスカッションするということはどうか。また、感想文を見ると、心に響いていると思われる文面もあるので、感想文を書かせているのであれば、活かさない手はない。匿名でお互いの文章を読む時間が10分でもあった方がよいのではないのか。

[説明者]

委員が御提案されたように、少年達と保護者を別々のグループでディスカッション

を行うなどの試行錯誤を繰り返している途中であり、御提案を踏まえて検討していきたい。

[委員]

少年達は反省していると思う。保護者が子供に接する方法を迷っていると思われるので、保護者同士が話し合うのはよいことだと思う。そこから解決策が見出せるのではないか。

[説明者]

家裁調査官の中でも、そうした有力な意見がある。また、少年友の会の方々は、保護者の方にも十分意見を述べられる立場にある方々であり、若い家裁調査官が指導するよりも浸透力が期待できる場合があると考えている。

[委員]

ケースバイケースであり、共通項をまとめることは難しいとは思いますが、保護者の意見の中に共通項を見い出せるのであれば、解決策を探ることもできるのではないか。

[説明者]

回数を重ねてきているので、そろそろ実績を振り返る時期かもしれない。

[委員]

感想文には、金銭的な部分等は書かれているが、人としての本質的な部分をどの程度理解しているのか多少疑問に思う。講師を増やすことは難しいと思われるが、あまり話題が偏らないように進めれば、本質部分に気付いてもらえるのではないか。

金銭面で迷惑をかけたというだけでなく、人として、そうしたことをしてしまったまずさや、思いやりといった根本をもう一度見つめ直して、人として立派に生きてほしい。そういう話ができる講師を選定していただきたい。

[委員]

講師の話は、世の中のことが分からない少年達に具体的に想像するきっかけを与えるものであり、口調が力強いこともあり、感銘力があつたと思う。

ただ、感想文を書いた後のまとめが尻すぼみだったように思う。感想文の内容を見るとそうでもないが、今後、誘われた場合等に、繰り返さないという決意に不安を感じた。

この委員会で話を伺うと、今後も家裁調査官が関与するということなので、大丈夫かもしれないが。

[説明者]

ほとんどの少年については、調査は終了している。少年達には、裁判官と協議し、2、3週間のうちに裁判官から書面が届くので、その指示に従うよう話している。

今後、裁判官が家裁調査官の報告書を読んで、被害を考える会に参加しただけでは足りないと考えれば、審判に反映することになる。

(2) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

委員から、補導委託先の開拓、少年友の会の活動、ボランティア活動、他庁の動向等について、御質問等をいただいているので、今回は、その関係を扱うこととし

たいが、よろしいか。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

6月11日(月)午後3時

以 上